

奈良県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
 十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及 び所在地	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
佐々木 俊子	宮前鍼灸院 橿原市中曾司町 一三一―七二 階	宮前鍼灸整骨院 真菅分院 橿原市中曾司町 一三一―七	宮前鍼灸院 橿原市中曾司町 一三一―七二 階	平成二十六 年一月五日